

広島県選挙管理委員会告示第七十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、竹原市選挙管理委員会から報告があつた。

平成十九年十月二十九日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	指定年月日
長浜会館	竹原市忠海長浜一丁目一三番七号	平成一九年一〇月二日
高崎城会館	竹原市高崎町三六三番地一	平成一九年一〇月二日
仁賀生活改善センター	竹原市仁賀町一二九二番地三	平成一九年一〇月二日